

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第 28 号議案から 32 号議案及び諮問第 1 号並びに議員から提出されました意見書第 1 号の計 7 件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案について審査終了の報告がそれぞれ提出されております。

日程に従いまして、順次、報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1. 第 3 号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について総務常任委員長長の報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 3 号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

この改正は、市職員の育児等と仕事の両立支援のため、国家公務員の改正、国の人事院規則等に合わせ改正するもので、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち在職期間要件を廃止し、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知及び意向確認、研修実施、相談体制整備等を条例として明記するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 3 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 第4号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第7. 第20号議案 令和4年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の6議案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第4号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／皆さんおはようございます。

本委員会に付託されました第4号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、県から示されました令和4年度標準保険税率に準じ税率の改定を行うもの及び子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、未就学児の均等割を5割軽減する改正を行うものであるとの説明を受けました。

委員からは、県内の国民健康保険税率の統一スケジュールはどのようになっているのか質問がなされ、

令和9年度を目途に、税率の統一を図ることが合意されているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第5号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第5号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、朝日公民館の移転に伴い、第2条に規定する公民館の位置を改正するもので、施行日は令和4年4月1日であると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第11号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第11号議案 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2,624万8,000円を追加し、総額60億8,334万8,000円とするもので、主なものとして、歳入では、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の現年課税分について、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免及び令和3年8月大雨災害の影響による国保税の減免を行ったことによる減額、さらに、4款国庫支出金及び5款県支出金では、国民健康保険税の減免分に対する財源補填として交付される交付金や、収納率向上による県2号繰入金の増額を計上しているとのこととございます。

また、歳出では、6款保健事業費で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、人間ドック、特定健診等の受診者が減少したことによる減額、7款基金積立金は、前年度繰越金や、収納率向上による交付金の増等を財源として、国民健康保険基金への積立金8,000万円を計上しているとの説明でございました。

委員からは、8,000万円積立てによる基金残高について質問がなされ、令和2年度の積立金

と合わせ、1億8,021万3,000円となることの説明でありました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。
次に、第12号議案に対する報告を求めます。
松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第12号議案 令和3年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の審査の経過と結果を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,492万2,000円を追加し、総額6億8,132万2,000円とするもので、主なものとして、歳入では、1款後期高齢者医療保険料で、収納見込み額の実績に合わせ減額を行うもの、また、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、後期保険料の減額及び保健基盤安定負担金等の減額分を計上しているとの説明でありました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。
次に、第19号議案に対する報告を求めます。
松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第19号議案 令和4年度武雄市国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。
歳入歳出それぞれ58億5,792万2,000円計上されており、歳出では、3款国民健康保険事業

費納付金について、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金分、3項介護納付金分の合計14億4,692万2,000円は、公費投入の増などにより、市町の納付金が減額されたため前年度比8,244万円の減額となるものと説明を受けました。

歳入では、5款県支出金、1節普通交付金について、県から提示された納付金を納めることで、給付に係る費用の全額41億1,821万8,000円を県が負担すること、また、2節の特別交付金については、保険者努力支援制度や特別調整交付金などで1億9,094万9,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員からは、人間ドック等、業務委託料に脳ドックも含まれているのかと質問がなされ、脳ドックも含まれており、ちなみに、令和3年度1月までの受診結果によると、対象者750名に対して245名受診、33%ほどが受診されましたとのことをございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第20号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第20号議案 令和4年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ7億3,537万2,000円を計上されており、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金7億3,123万5,000円は、保険料収納分や、低所得者軽減のため保険基盤安定繰入及び事務費分として、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ支出するものであるとの説明でございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第4号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 5 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 11 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 11 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 11 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 12 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 12 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 20 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 第 6 号議案 武雄市農村地域高齢者活動促進施設設置条例を廃止する条例から日

程第 22. 第 26 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 15 議案は産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 6 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／皆さんおはようございます。

本委員会に付託されました第6号議案 武雄市農村地域高齢者活動促進施設設置条例を廃止する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

建設から25年が経過し、地元からの移管要望がなされていること、財産処分に関する制限がなくなっていること等を踏まえ、設置条例の廃止を行うものの議案でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第7号議案 財産の譲与についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、第6号議案 武雄市農村地域高齢者活動促進施設設置条例を廃止する条例と関連し、第6号議案において設置条例の廃止を行い、本議案で地元の中山区へ移管するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第8号議案及び第9号議案に対する一括報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第8号議案 市道路線の変更について及び第9号議案 市道路線

の廃止についての2件について審査の経過と結果を申し上げます。

まず、第8号議案の「変更」については、西九州新幹線工事により、市道高架側道5号線及び市道鷺田川端線の一部が鉄道敷地となることにより起点部が変更、市道元明山線については、西九州新幹線工事により通行に支障を来すため、通行可能な工事用として使用した道路を市道とするための起点部を変更するものでした。

第9号議案の「廃止」については、市道上宿線が、国道498号の若木バイパス開通に伴い県道武雄多久線を延長しバイパスに接続されたことにより、重複するため廃止するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第13号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第13号議案 令和3年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億651万3,000円を増額するものでした。

主なものとして、歳入の1款1項2目、車券発売金では、12月に開催したミッドナイト競輪の売上げが見込より好調だったことから5億円増額。

歳出の1款2項1目、競輪開催費では車券発売金の補正額5億円に伴う関連経費について計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 14 号議案 令和 3 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 1 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、補正後の総額を 1,951 万 8,000 円とするものでした。

歳出は、1 款 1 項 1 目. 給湯事業費の 24 節. 積立金の 418 万 3,000 円の増額と、2 款. 予備費の 33 万 1,000 円の増額がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 15 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 15 号議案 令和 3 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算(第 2 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

第 1 表の「繰越明許費」は、用地の取得に際し家屋の撤去が年度内に終了しないことにより予算を繰り越すものとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 16 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 16 号議案 令和 3 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、県営矢筈ダムの負担金について、工業用水道事業会計から佐賀県に支出するため、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでした。

佐賀県において、令和 4 年度に実施予定であったが、国から補正予算措置が令和 3 年度に前倒ししたとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 17 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 5 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入では、8 月災害の下水道使用料の減免については清算を行われておりました。

また、営業収益は減額となり、営業外収益で一般会計から同額を補填するものとなっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 21 号議案 令和 4 年度武雄市競輪事業特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

令和 4 年度の武雄競輪開催は 20 開催 61 日が予定されており、歳入歳出それぞれ 223 億 9,027 万 8,000 円が計上されておりました。

主なものとして、歳入の 2 款 1 項 1 目. 教育費県補助金は、令和 6 年度に開催される SAGA2024 国民スポーツ大会自転車競技の会場となる武雄競輪場の走路等改修工事の財源として、国民スポーツ大会競技施設整備費補助金として 5,573 万 7,000 円を計上。

歳出では、1 款 1 項 1 目. 競輪事務費の 14 節. 工事請負費では、歳入と関連して走路等改修工事 1 億 1,335 万 1,000 円などがありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 22 号議案 令和 4 年度武雄市給湯事業特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,685 万 5,000 円と定めるものでした。

歳入の主なものとして、1 款 1 項 1 目 1 節. 給湯使用料の供給先 15 施設で 1,650 万円を計上。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目 12 節. 委託料では、駅周辺まで給湯管を延伸するための測量設計に係る費用として、新規に給湯管延伸測量設計業務委託料 1,695 万 1,000 円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。
次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。
石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 23 号議案 令和 4 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,068 万 4,000 円と定めるものでした。

主なものとして、歳出の 1 款 1 項 1 目 12 節. 委託料においては、造成工事終了後に行う確定測量設計業務委託料として 2,850 万 1,000 円が計上。

1 款 1 項 1 目 14 節. 工事請負費では、新工業団地造成工事として 5,000 万円が計上されてい
ました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。
次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。
石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 24 号議案 令和 4 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳入の 1 款 1 項 1 目. 不動産売払収入では令和 3 年度用地取得分の国からの返還分を計上。

返還分については、4 年で返還されるのは 4 分の 1 の金額となっております。

歳出では、1 款 1 項 1 目 16 節. 公有財産購入費においては、国が予定している用地取得費約 2 億円のうち、用地の取得にかかる分を計上されてきました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 25 議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 25 号議案 令和 4 年度武雄市工業用水道事業会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入では、給水収益は 415 万 5,000 円が見込まれており、資本的収入及び支出に関しては、令和 3 年度で必要な接続工事等が完了しており、令和 4 年度の当初予算は計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 26 議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 26 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入の 1 款. 下水道事業収益において 14 億 6,455 万 4,000 円が見込

まれておりました。

資本的支出、1款1項3目16節. 委託料では、武雄浄化センター処理槽増設工事業務委託が予定されており、建設工事については詳細設計の結果、2億円を、水処理設備及び電気設備工事については1億円を見込まれておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第6号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 16 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 24 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 25 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23. 第 10 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）から日程第 25. 第 27 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 3 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 10 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 10 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）【分割】について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定による減額のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による補正などであるとの説明を受けました。

また、10 款 6 項 2 目体育施設管理費、新体育館建設工事に係る 12 節委託料及び 14 節工事請負費については、事業の主な財源としている社会資本整備総合交付金について、国の経済対策として令和 3 年度の補正予算がなされたことにより、令和 3 年度に前倒しするとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 18 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計予算【分割】について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 7 目災害対策費 17 節備品購入費では、災害が発生した場合、九州総合通信局から割り当てられた FM 周波数を利用して防災情報などを発信する可搬型 FM 送信機の購入費、2 款 2 項 1 目企画総務費、7 節報償費では、治水事業の見える化の一環として、本年 5 月に治水に関するシンポジウムを開催するに当たって講師謝金などの計上、

9 款 1 項 3 目消防施設費、17 節備品購入費では、小型動力ポンプ 2 台、救命ボート 5 艇の購入費、土のうステーション購入費を計上しているとの説明を受けました。

また、10 款 6 項 1 目保健体育総務費では、令和 4 年 7 月に供用開始する市民球場オープニングイベントの事業費等を計上、10 款 6 項 2 目体育施設費では、市民球場の管理費及び外構工事費、白岩体育館解体工事設計業務委託料等の予算を計上しているとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 27 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）【分割】について審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 2 項 1 目企画総務費 18 節負担記補助及び交付金については、タクシー・バス共通券 8,000 円分、バス利用 2,000 円分の回数券 1 万円を配布する事業で、健康課から出されているガソリン支給券と同時に実施するとの説明を受けました。

14 款 1 項 1 目予備費の 51 万 3,000 円は、今回の補正の収支財源調整であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 10 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 10 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 3 項 1 目児童福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症及び少子高齢化への対応を担う保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇の改善のための「保育士等処遇改善臨時特例補助金」935 万 7,000 円や、「放課後児童健全育成事業補助金」15 万 4,000 円などを計上しており、これらの財源は全額国庫補助金であるとの説明を受けました。

そのほか、事業費の確定による予算の調整や、「水に強い医療・福祉施設再建等事業」など繰越明許費を追加するものとの説明を受けました。

委員からは、水に強い医療・福祉施設再建等事業についての質問がなされ、福祉課所管では 3 件相談があり、1 件は今年度、2 件は 4 年度に繰り越し、医療関係は 11 件の相談申請を予定していたが、3 件分を繰り越ししているとのことでした。

また、定住促進奨学金返還償金 52 万の減額についての実績の質問がなされ、3 年度、7 名の実績とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 18 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 1 項 3 目障がい者福祉費では「手話コミュニケーション条例」制定に伴う手話通訳普及促進の取組として、12 節委託料に、週 2 回、窓口到手話通訳者を設置する手話通訳者設置事業委託料として 66 万 6,000 円を、また、定例記者発表時の手話通訳

事業委託料に 12 万円を、また「市役所だより」でのワンポイント手話放送事業委託料として 6 万円を計上しているとの説明を受けました。

4 款 1 項 2 目予防費の 12 節委託料の予防接種委託料 1 億 8,000 万円のうち、子宮頸がんワクチン接種について、令和 3 年 11 月に接種による有効性が接種後の疼痛等の副反応のリスクを明らかに上回るものと認められ、ワクチン接種の積極的勧奨が再開されたことに伴い、定期接種及び機会を逃した方への救済措置接種を行うものであるとの説明を受けました。

また 10 款教育費では、1 項 3 目学校教育総務費の 18 節負担金補助及び交付金で、西九州新幹線の開業に合わせ、小学校 6 年生が長崎方面へ新幹線を利用し修学旅行を行った場合、片道につき 1,000 円の補助を行うよう 50 万円を計上しているとのこと、また、3 項小学校費及び 4 項中学校費の 1 目学校管理費では、生理の貧困支援として、学校における生理用品配置のための費用として 60 万円を計上しているとの説明を受けました。

委員からは、窓口業務民間委託事業費 3,155 万 1,000 円についての効果、メリットの質問がなされ、効果として、人事異動に左右されない安定した窓口サービスの提供、待遇など、また、導入により、今後の目標として、正規職員 8 名の減、再任用会計年度任用職員 5 名減を計画しており、一層のサービスの向上と効率化を図っていきたいとの説明を受けたところでございます。

審査の結果、本議案は武雄市図書館・歴史資料館、花まる教室等の指定管理料予算歳出に反対の意見があり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 27 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 1 項社会福祉費の社会福祉協議会補助金は「サロン等お出かけ支援事業」として、各地区で開催されているサロン活動を充実させるため、デイサービス事業の送迎用の車を活用して、近隣へのお出かけを支援する事業であるとの説明を受けました。

次に、3款2項老人福祉費の「高齢者外出支援事業委託料」は、コロナ禍において外出を控える75歳以上の高齢者の外出等社会参加を促し、フレイル予防にもつなげることを目的として、自家用車の燃料費の支払いに利用できる自動車燃料費助成券(?)を交付するものとの説明を受けました。

また3款3項児童福祉費の「子育て世帯応援給付金」は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、「子育て世代への臨時特別給付」の対象外となった世帯においても経済対策の子育て支援として児童1人当たり5万円を支給するものとの説明を受けました。

また10款5項社会教育費の「自治公民館等トイレ洋式化事業補助金」1,160万円は、洋式トイレが未整備の自治公民館や集会所を対象に、感染症対策として改修工事への補助を行うもので、29施設分を計上しているとのことの説明を受けました。

財源はいずれも「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」であるとのことをございました。

以上、審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第10号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第10号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算(第13回)の審査の経過と結果を申し上げます。

令和4年度から令和3年度へ前倒しの事業があったほか、新型コロナウイルスの影響で事業の規模縮小や中止による事業費の減額、実績に伴う減額がありました。

これに伴う国庫補助等、歳入の減額が主な内容でした。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／分割付託されました第 18 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、西九州新幹線開業に向け、7 款 1 項 3 目 12 節. 委託料で、武雄温泉駅南口等の公衆無線 LAN の環境整備、開業日を含めた記念イベント開催のための運営委託料及び開業記念として実施予定の「秋田竿燈まつり IN 武雄」運營業務委託料として 1,880 万 9,000 円が計上されていました。

このほか、大雨時の内水排除対策として、迅速に排水できる体制を強化し浸水被害の低減を図るための排水ポンプ車の購入費用や、防災重点ため池の劣化状況等の評価のための委託料など大雨に備えていくための予算が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／分割付託されました第 27 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

7 款 1 項 2 目. 商工観光費では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内の事業者の売上げの減少等、多大な影響を受けている状況を鑑み、プレミアム付商品券の発行事業を行うため、委託料として 8,000 万円が計上されていました。

そのほか、7款1項3目、観光費では新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した地域経済の活性化を図ることを目的に、武雄温泉駅で乗降する西九州新幹線利用者で、市内の宿泊施設に宿泊する人に対し、市内施設、店舗で利用できるクーポン券を発行するため、委託料として5,000万円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

ここで、第10号議案から第27号議案までの以上3議案について各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第10号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／第10号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第13回）に反対の討論を申し上げます。

本議案の補正予算は、3億9,664万3,000円を減額し、総額345億2,604円とするものですが、減額のうち一つ、防災情報発信システム構築業務委託料に減額の1億730万円、2つ目に、ふるさと納税に係る謝礼2億9,678万1,000円、業務委託料に1億672万円、積立金に5億4,373万6,000円、合計9億4,118万9,000円もの大きな減額となっています。

このような減額をせざるを得ない市政事務、小松市政の今の姿を示しているのではありませんか。

あり得ない現状を指摘せざるを得ません。

この間の、行政説明責任の不備と、条例に基づいて議会の議決が問われていることを、厳しく指摘せざるを得ません。

以上、反対の討論といたします。

議長／討論をとどめます。

12 番 池田議員

池田議員／おはようございます。

第 10 号議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、江原議員のほうから申されました、防災システム委託料からふるさと納税業務に関する減額補正に対して反対の意見をるる述べられました。

しかし、この第 10 号議案は予算の承認を受けて適正に執行されてきました。

そして、事業の内容にしっかりと照らし合わせて減額をするものであります。

事業がなされて、できなかったもの、それに対して、繰り越しなり、いろんな減額、いろんな処理の仕方があると思います。

今回は減額をするという処理を、適正に処理をされたものであり、また、議会の議決が求められているということですが、この予算執行に当たっては、これまでも予算の議決を議会でしっかりと議決をして、執行部のほうは執行をされてきております。

この点に鑑みましても、何らこの減額に対する反対の根拠はないということを申し上げまして、賛成の立場で討論させていただきました。

議員皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 10 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 10 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 18 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計予算について、反対の討論を申し上げます。

歳入歳出総額、それぞれ 244 億 7,217 万 4,000 円です。

この予算は市民にとって、命と暮らし、なりわいを守るため、そして、福祉の増進を進める予算であります。

特に市政にとって、令和元年、令和 3 年と、2 度もの大水害、その抜本的治水対策が求められているのは、市民みんなの思いであります。

しかし、以下のことについて問題がありますので、指摘をいたします。

第 1 に、1 市 2 町が合併して、16 年の月日がたちました。

当初予算の歳入を見ますと、固定資産税の歳入 27 億 6,800 万円計上されております。

前年度と比較して、もとい、前年度 26 億 7,450 万円計上されております。

9,350 万円増の予算計上であります。

合併当初、県下一高かった武雄市の固定資産税率、1.55%でした。

この税率を、平成 28 年度から 1.48%に引き下げることができました。

しかし、国が示す固定資産税の標準税率は 1.4%です。

10 市の中で、鹿島、武雄を除けば、8 市は 1.4%です。

佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市と、人口の多い市も 1.4%です。

合併前の北方町、山内町は 1.4%でした。

この間、令和元年、令和 3 年の大水害被害で、北方町は床上、床下浸水、1,000 戸を超えています。

そうした被災者の声は、家を売って出て行きたいけど資産価値ゼロで、価値がなくてどうしようかとの声です。

固定資産税は、市の財政にとって大きな財源ですが、市民にとっては大きな負担です。

前年度と比較して増額の予算計上、そして、この 16 年の間に農地転用は 200 町を超える面積となっています。

このような状況の下、固定資産税率の課税 1.48%を標準税率の 1.4%に、他市町並みに引き下げるよう求めるものであります。

第 2 に指摘したいのは、先ほど委員長報告で、窓口業務の委託料が簡素化(?)なことを示されましたが、2 款 4 項 1 目 12 節の窓口業務委託料 4,850 万 8,000 円の支出に反対です。

市民の個人情報、安心して進めることこそ、直営でこそ進めることが必要だというのは、市民の声であります。

議長／江原議員、一般質問やかなけんが、ちゃんと反対討論としてしてください。

江原議員／ちゃんと言いようでしょう、反対って。

第3に、歳出の教育に関わる予算です。

1つは、令和4年度花まる関係予算、総額1,488万9,000円の取組は中止すべきです。特に新型コロナウイルスの感染の広がり、中止することこそ求められているのではありませんか。

まして、保護者の教材自己負担265万3,000円は撤廃すべきであります。

教育の2つ目に、10款5項4目12節の図書館・歴史資料館指定管理料1億7,803万円の支出に反対です。

昨年も申し上げましたが、図書館・歴史資料館の名前のおり、蘭学館が日本の蘭学の拠点として、文化歴史の継承を図るためにも、もとに戻して、より充実したものにしていくのは、私たちの使命ではないでしょうか。

市長はこの立場に立って、その文化継承の先頭に立つべきではありませんか。

以上、18号の反対討論を申し上げ、終わります。

議長／3番 猪村議員

猪村議員／第18号議案 令和4年度武雄市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

江原議員より、窓口業務民間委託、武雄市図書館・歴史資料館及び官民一体学校づくり、いわゆる花まる学習会関連について、反対の立場で御見解を述べられました。

江原議員におかれましては、武雄市図書館・歴史資料館委託、それから、花まる学習会、この両事業には、特に一貫して反対をされておられます。

並々ならぬ思い、まさに執念さえ感じるところでございますが、私個人としては、大変敬意を表するところでございます。

昨年3月議会でも、同じように賛成討論をさせていただく中で、繰り返しになり大変恐縮ではございますが、民間活力の導入は効率的、また、効果的に市民生活や地域経済活動等に必要社会資本の整備と、質の高い公共サービスが提供されるものと理解いたします。

近年においては、多様化する行政ニーズに対応するため、民間企業やNPO、住民の方々の多様かつ具体的な参画、連携を促し、行政と民間との協働により、最も効果的に公共サービスを提供するという、いわゆるPPP、パブリックプライベートパートナーシップの活用も広く求められているということ、昨年の3月議会でも申し上げております。

付け加えますと、今定例時の福祉文教常任委員会の中で、新たな学校づくり推進室のイデ室長は、宮本議員への答弁で、花まる学習は、花まる学習会との協定で10年で行っており、今年7年目だが、あと3年、それを見据えて方法等を変えていきたいと考えていると答弁をされ

ています。

今後、議会においても、改めてしっかり協議し、精査していく必要性を感じているところでもございます。

るる申し上げましたが、以上の観点から、反対の余地はないものと思われまますので、議員各位の御賛同、よろしくお願ひ申し上げます。

議長／討論ございませんね。

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 18 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26. 第 28 号議案 訴えの提起についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第 28 号議案 訴えの提起について、補足説明申し上げます。

ふるさと納税に関連する損害賠償の請求について、株式会社大平商会を相手方として、佐賀地方裁判所武雄支部に訴えの提起をいたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償金といたしまして、令和 2 年度武雄市ふるさと納税業務委託に関する不履行分及び令和 3 年度武雄市ふるさと納税業務委託に関する違約金の合計 3,807 万 8,803 円及びこれに対する令和 4 年 3 月 1 日から支払い済みまでの年 3 部（？）の割合によるキンイン（？）の支払いと訴訟費用の負担を求めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 28 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／やっとな訴えてもらえるかなと思うんですけども、結局これは前払い金とそれに対する違約金で、職員さんたちが今までした分というのは、それについてはどういう見通しを持っているのか。

何かドロナワシキ（？）というか、その場、場当たりに感じるんですけども、その後どういうふうに考えているかをお聞きします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／寄附者に対しましての、いろいろ、郵送料とか何とか、今、事務手続を行っておりますが、市に損害を与えたという事実を、今、精査中でございます。

それにつきましては、今後、弁護士とも相談しながら、訴える部分があれば訴えていきたいと考えております。

議長／質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 第 29 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算 (第 14 回) を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 29 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算 (第 14 回) について、補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、ふるさと納税委託業務に対する提訴に係る費用をお願いするものでございます。

補正予算書の 1 ページ、2 ページを御覧ください。

第1条の歳出予算の補正については、2ページの(第1表)歳出予算の補正のとおりでございます。

予算説明書の(2)ページを御覧ください。

2款. 総務費では、訴訟代理人弁護士への着手金等の費用として、弁護士委託料47万3,000円、仮差し押さえに伴う担保供託金として、補償金1,332万8,000円を計上しております。

14款. 予備費では、今回の補正の収支財源調整として1,380万1,000円を減額しております。以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長/第29号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14番 宮本議員

宮本議員/この仮差し押さえ担保供託金というのは、どういう意味でその支出をせんといかんのかお聞きします。

議長/山崎総務部長

山崎総務部長/この担保供託金についてですけれども、担保金につきましては今回の控訴で債務不履行の事実が、例えば認められずに、本市が敗訴した場合、負けた場合に、違法な仮差し押さえ命令によって相手方が被る損害を補填するためのものということで、裁判所が仮差し押さえ命令を発令するに当たり、担保金の供託をする必要があるというような制度になっております。

議長/質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 28. 第 30 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算 (第 2 回) を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 30 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算 (第 2 回) について、補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した武雄市事業支援金事業 (第 4 弾) を実施するための経費でございます。

オミクロン株による新型コロナウイルス感染症拡大や、時短営業の影響を受け売上げが低迷している市内事業者様に対して、事業継続の支えとしてもらうための市独自の給付金、第 4 回目になりますけれど、これを支給するものでございます。

補正予算書、1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 8,000 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 247 億 8,351 万 9,000 円とするものでございます。

予算説明書の (4) ページを御覧ください。

7 款. 商工費で、業務委託料として 200 万円、事業者に対する支援金として 7,800 万円を計上しております。

予算説明書の（3）ページを御覧ください。

歳入につきましては、15 款・国庫支出金で、今回の補正予算の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 30 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／この支援金の 7,800 万をです、どういう方に幾らぐらい配るのでしょうか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／お答えいたします。

この武雄市事業継続支援金につきましては、これまで、名前は違いますが 3 回、つなぎ給付金、持続化給付金という形で、市内の個人、法人の事業者様への給付金を行っているところでございます。

対象につきましては、市内の法人約 1,250 社と個人事業者 1,050 社を対象といたしております。

また、給付の金額につきましては少々条件ございますが、法人につきましては最高 15 万円、個人につきましては 8 万円ということで考えているところでございます。

議長／質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 29. 第 31 号議案 教育委員会委員の任命について及び日程第 30. 第 32 号議案 教育委員会委員の任命についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 31 号議案及び第 32 号議案 教育委員会委員の任命について一括して御説明申し上げます。

教育委員会委員の大庭弘毅氏、馬場ひとみ氏の任期が本年 4 月 28 日をもって満了いたします。つきましては、大庭弘毅氏、馬場ひとみ氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。なお、両氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長／第 31 号議案及び第 32 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 31 号議案及び第 32 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案及び第 32 号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決は議案ごとに行います。

まず、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

第 31 号議案 教育委員会委員の任命については同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案、すなわち、大庭弘毅氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 32 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

第 32 号議案 教育委員会委員の任命については同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案、すなわち、馬場ひとみ氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

日程第 31. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 6 月 31 日をもって、森順子氏の任期が満了し、人権擁護委員を退任されることに伴い、その後任として新たに徳重晃子氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／諮問第 1 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、すなわち、徳重晃子氏の人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を答申することに決定しました。

日程第32. 意見書第1号 抜本的水害地解消に関する意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

13番 石橋議員

石橋議員／「抜本的水害地解消に関する意見書」の提出者を代表しまして、趣旨説明を行います。

令和3年8月11日からの大雨により、武雄市に甚大な災害が発生しました。

令和元年にも、線状降水帯による豪雨に見舞われ、広範囲な大水害を被りました。

議会に対しても水害に関する請願が提出されており、産業建設常任委員長や常襲水害地対策特別委員会でも話し合っております。

こうした事態に対応するためにも、国、県、その他関係機関と一体となり予算を確保し、防災対策に取り組み、流域生活の安心安全に取り組んでいただかなければならないところです。

よって、抜本的な解消に向けた次の事項、7項目であります。要望いたします。

- 1、有明海の潮水が六角川に逆流しないように対策をとること。
- 2、六角川の水を強制的に有明海へ放流すること。
- 3、遊水地の設置も地元と協議しながら検討に入ること。
- 4、六角川自体の排水能力の強化に取り組むこと。
- 5、六角川の支川の整備及び排水ポンプの強化に取り組むこと。
- 6、防災としての田んぼダムの整備及びため池のしゅんせつの取組を行うこと。
- 7、2年続けて激甚災害を受けたことを勘案し、特段の予算措置を講ずること。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第33. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和4年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。